第５次佐倉市総合計画後期基本計画策定支援業務委託　提案評価基準

佐倉市企画政策部企画政策課

１　目的

この基準は、第５次佐倉市総合計画後期基本計画策定支援業務委託について、公募型プロポーザルにおける提案者からの提案内容を総合的に判断し、佐倉市にとって最も有利となる者を選定するため、必要な事項を定めるものとする。

２　業者選定方法

選定にあたっては、佐倉市に最適な事業者を選定するため、提案者が提出した提案書及び提案プレゼンテーション等の内容について、限度額内の見積価格で提案したもののうち、第５次佐倉市総合計画後期基本計画策定支援業務委託事業者選定委員会の委員（以下「選定委員」という。）が「３　評価方法」に定める評価方法に基づき評価し、「４　総評価点」に従い算出する総評価点（「５　最低基準点」に定める最低基準点未満のものを除く。）が最も高い提案者の提案を採用することとする。

なお、最高得点者が複数となった場合には、見積価格がより安価である者の提案を採用することとし、当該見積価格も同額である場合には、くじ引きにより採用者を決定することとする。

３　評価方法

選定委員は、別表「第５次佐倉市総合計画後期基本計画策定支援業務委託 評価基準表」を使用して評価を行い、提案者ごとの評価点を算出する。

４　総評価点

各選定委員の評価点を合計し、選定委員の数で除した数値を総評価点とする。なお、算出した際に小数点以下の数値が生じた場合は、小数点以下第１位で四捨五入する。

５　最低基準点

総評価点の満点（８００点）の６割（４８０点）を最低基準点とする。